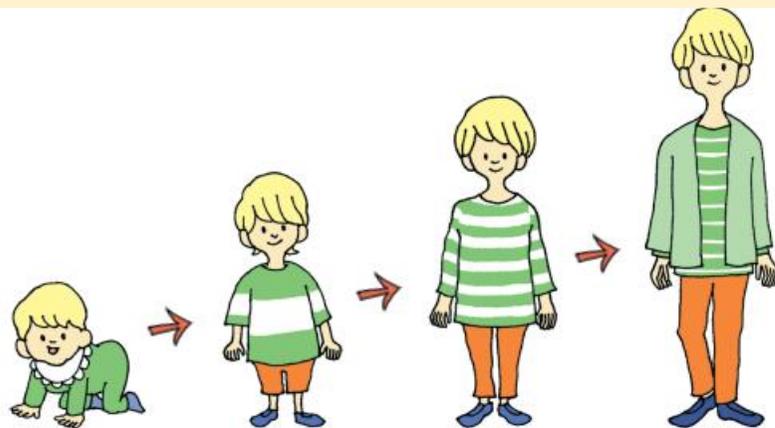


「こどもまんなか社会」の実現に向けて

こどもまんなか
こども家庭庁

Q. 「こども」とは、何歳までのことですか？

- A. こども基本法では、
18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、**心と身体の発達**の過程にある人を「こども」としています。
こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。

ミッションは、こどもの視点に立つこと、常にこどもの最善の利益を考えること、そして、すべてのこどもの幸福を追求することです。

2. 役割

- (1) **こども政策の司令塔**としての総合調整
- (2) 省庁の**縦割り打破**、新しい政策課題や**隙間事案への対応**
- (3) 保健・福祉分野を中心とする事業の実施

3. 基本姿勢

- (1) **こどもや子育て中の方々の視点に立った政策立案**
- (2) 地方自治体との連携強化
- (3) 様々な民間団体とのネットワークの強化

内部部局が422名、施設等機関が88名、
合計510名。出身省庁も様々、かつ、
地方自治体や民間からの多様なバックグ
ラウンドを持つ人材が共に働いています。



長官官房 全体の取りまとめ

- こどもや若者の視点に立った、こどもに関する取組全体の推進
- 都道府県や企業、NPO団体等との協力



成育局 すべてのこどもの育ちをサポート

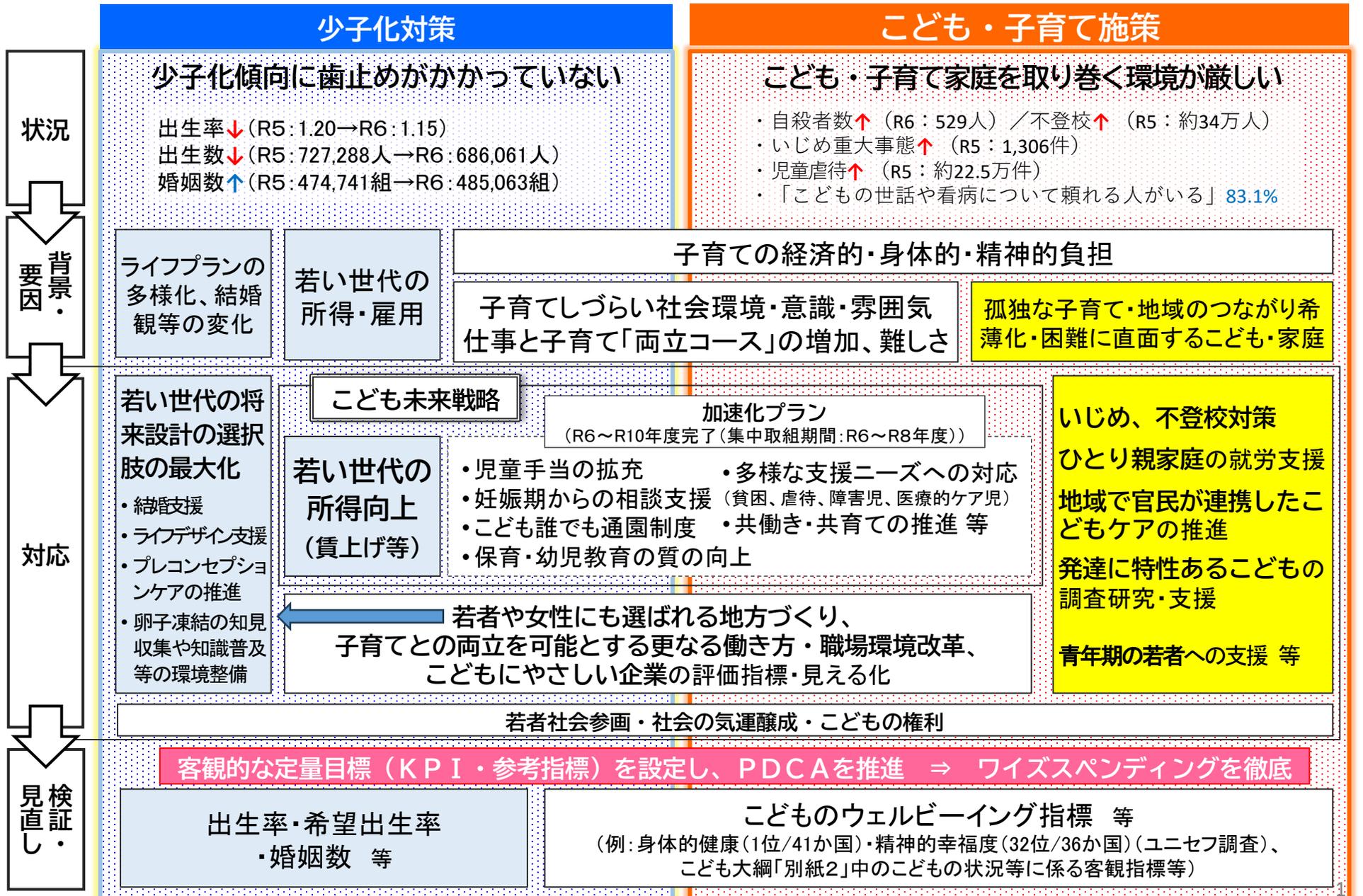
- 妊娠・出産の支援や母親と小さなこどもの健康の支援
- 小学校に入学する前のこどもの育ちの支援
- こども・若者の居場所づくりや放課後児童クラブ
- こどもの安全



支援局 特に支援が必要なこどもをサポート

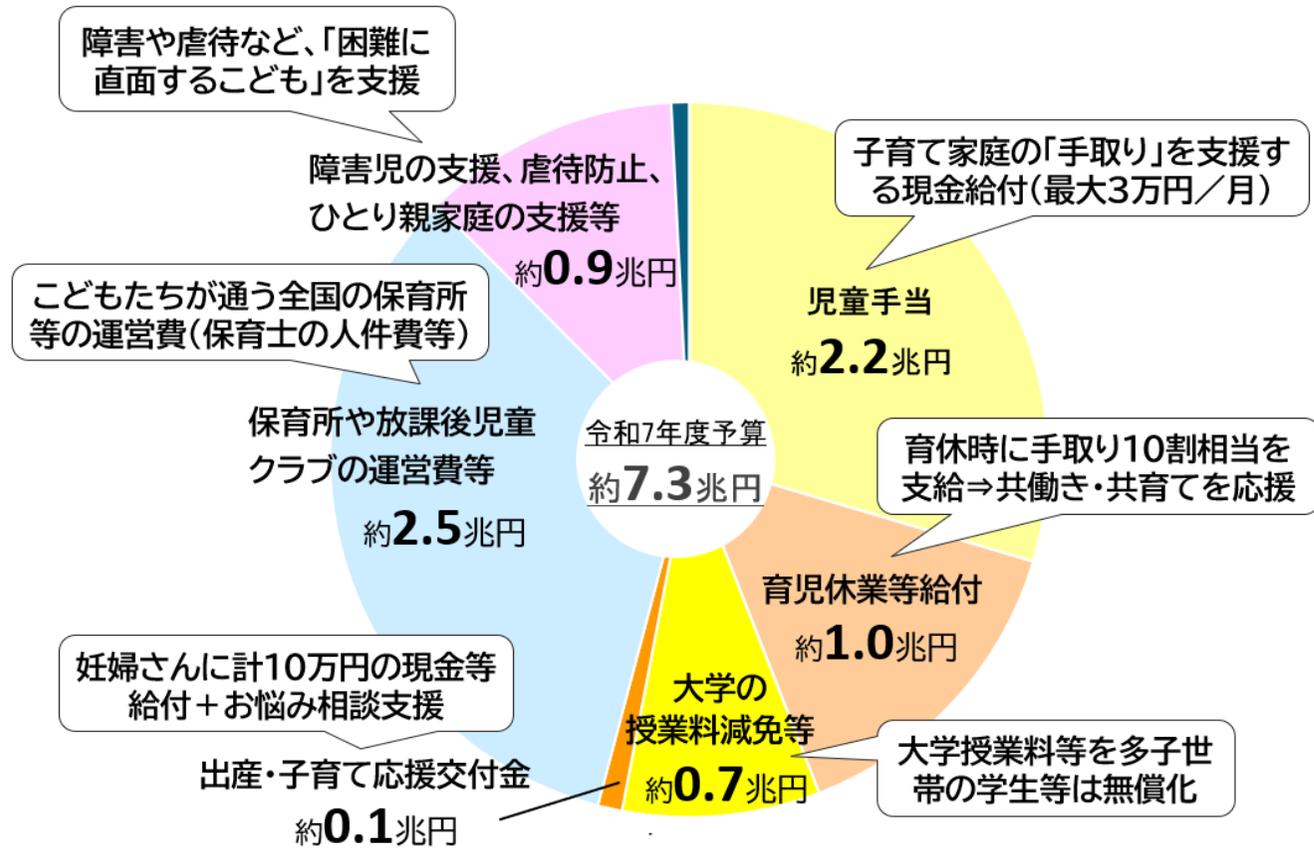
- こどもの虐待防止やヤングケアラーなどの支援
- 里親家族や児童養護施設のこどもの生活の充実や大人になる社会に出ていくための支援
- こどもの貧困の解消に向けた支援やひとり親家族の支援
- 障害のあるこどもの支援
- いじめやこどもの自殺対策

こども政策の全体像 ～少子化の歯止めをかける対策と今を生きるこどもたちへの支援～



こども家庭庁予算(令和7年度当初予算)

こども家庭庁の予算は、子育て家庭への経済的支援や育休時の手取り確保、全国の保育所等の運営、障害や虐待など困難に直面するこどもの支援等に充てられています



こども家庭庁の予算は、子育て家庭へ直接お届けする児童手当や、保育所や児童相談所など子育てを支援する活動のために使われています。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁のスローガンは「こどもまんなか」。わたしたちはみなさん一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクションしていきます。そしてみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、政策に反映していきます。みなさんや子育てしている人たちの困っていることに向き合い、いざというときに守るための仕組みをつくっていきます。こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になってつくってきた社会を「こどもまんなか」社会へとつくり変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

「こども・若者の意見を聴くこと」を大切に

こどもまんなか
こども家庭庁

すべてのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくっていくために、こども家庭庁は、

- こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利をたいせつにしなが、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行っていくこと
- **こどもや若者の皆さんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと**
- 大人として自分らしく生活を送ることができるようになるまで、ずっと、しっかり支えていくこと

などを大事にしています。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。こどもや若者のみなさんの意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、それを取組に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」へとつくり変えていきます。

「こどもまんなか」は、

誰かがはじっこ、ということではなく、
こどもと大人が、いっしょになって社会をつくっていこう、ということ



こどもの声を聴き、
こどもの最善の利益を
考えていこう

こどものまわりの
おとなたちが
手をつないでいこう

こどもは、共創のパートナー

こどもは権利の主体！

すべてのこどもは生まれながらに権利をもっています。

こどもの権利は、こどもが幸せに健やかに成長していくために必要なものです。

こどもの権利について考えるときに

大切な4つの考え方

差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されません。



命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



意見を表明し参加できること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。



こどもの権利は、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」に書かれています。こどもの権利条約は、世界中どこで生まれても、こどもが生まれながらにもっている権利を定めた条約です。1989年に国連で採択され、日本を含む196の国が守ることを約束しています。

こども基本法等を踏まえ、各府省庁やこども家庭庁が、
こども・若者の意見を聴き、政策に反映するための仕組み。

事業の目的・狙い



政策に対して意見を伝えて、政策を決めるプロセス(過程)に主体的に参画する機会・場を得られる。



こども・若者の意見を広く聴いて、制度や政策に反映し、より良くできる。



こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解がひろがる。

事業の仕組み



小学1年生~20代ならいつでもだれでも登録(=ぷらすメンバー)
登録人数:約4500人(R7.3現在)

参加

意見聴取

いけんひろば(意見を伝える機会)

意見を聴きたい省庁からのテーマ/ぷらすメンバーからのテーマ

対面

オンライン

チャット

アンケート

様々な方法で実施

こどもや若者の意見表明のサポートのため、
・事前の情報提供
・ファシリテーターによる進行等を実施



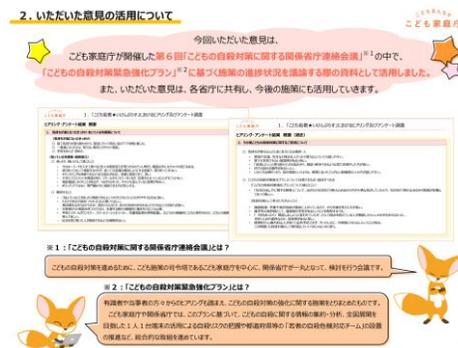
こども・若者の活動や生活の場に出向いて意見を聴く

例: 児童養護施設、フリースクール、児童館、子ども食堂

令和6年度実績: 22テーマ、延べ約1,900人から意見聴取(アンケート回答件数含む)

フィードバック

聴いた意見をどう反映したか、反映しなかった場合はどうしてか、こどもや若者にフィードバック



意見反映

こども・若者から聴いた意見について検討し、政策等へ反映できるものは反映する。

こども若者★いけんぷらすの運営には、ぷらすメンバーの有志も参画。(みんなのパートナーぼんぱー)

こども基本法

目的 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けない**ようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるときともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

国は、施行後5年を目途として、基本理念に則ったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討。

こども大綱

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が**権利の主体**であることの**社会全体での共有等**
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- **多様な遊びや体験**、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない**保健・医療**の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの**貧困対策** (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- **障害児支援・医療的ケア児等**への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- **児童虐待防止**対策と**社会的養護**の推進及び**ヤングケアラー**への支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の**自殺対策**、犯罪などからこども・若者を守る**安全対策**
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの**将来にわたるウェルビーイングの基礎**を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、**自己肯定感や道徳性、社会性などを育む**時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、**アイデンティティーを形成**していく時期。

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて**自己の可能性を伸展させる**時期。

- ✓ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない**保健・医療の確保**
- ✓ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- ✓ 質の高い公教育の再生
- ✓ 居場所づくり
- ✓ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ✓ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ✓ いじめ防止
- ✓ 不登校のこどもへの支援
- ✓ 校則の見直し
- ✓ 体罰や不適切な指導の防止
- ✓ 高校中退の予防、高校中退後の支援

- ✓ 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ✓ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ✓ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、**自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合える**ようにする。

- ✓ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ✓ 地域子育て支援、家庭教育支援
- ✓ 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ✓ ひとり親家庭への支援

みんなで地域で「育ち」を支援

はじめの100か月の育ちビジョン

(R5年12月閣議決定)

- ・ **こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人が**共有すべき理念**として整理
- ・ こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
 - ① こどもの**権利と尊厳**
 - ② **安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
 - ③ **切れ目なく**育ちを支える
 - ④ **保護者・養育者の成長**の支援・応援
 - ⑤ こどもの育ちを支える環境等の整備



こどもの居場所づくりに関する指針

(R5年12月閣議決定)

- ・ こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
- ・ 居場所と居場所づくりの違い（ギャップあり）
- ・ 居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
 - ① 「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がえられる
 - ② 「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
 - ③ 「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
 - ④ 「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する



こどもの居場所づくりが求められる背景とは？

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、
こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化



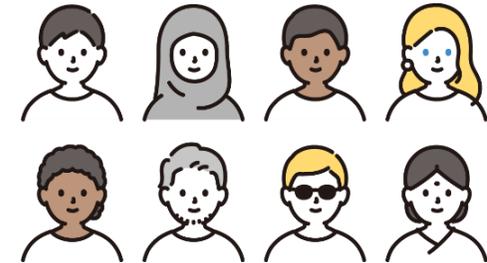
地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ 複合化した喫緊の課題



児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化



価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、さまざまな地域で居場所づくりが実践されており、
国としても考え方を示す必要がある。

こどもの居場所とは？



こども・若者本人が決めるもの

こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感ずるかどうかによっている。

居場所づくりとは？



- ✓ こどもの居場所づくりを進めるに当たっては、この隔たりを認識することが必要
- ✓ こうした隔たりを乗り越え、居場所づくりにより形成される場がこども・若者にとっての居場所となるためには、**こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要**



どんな失敗も
しても否定
されない場所

偏見を持たず
決めつけないで
ほしい。

自分の夢を
押し付けないで”

「してあげる」
という意識を
もってほしくない



おとなのみなさんへ

子どもからおねがいしたいこと

何もなくても
過こせる
場所が欲しい

自分たちで望む
答えに誘導しない
でほしい

とにかく
はなしてきて
ほしい

「何かをしておあげよう」
ではなく、
「受け入れよう」として
ほしい

しんじて
まかせて
ほしい

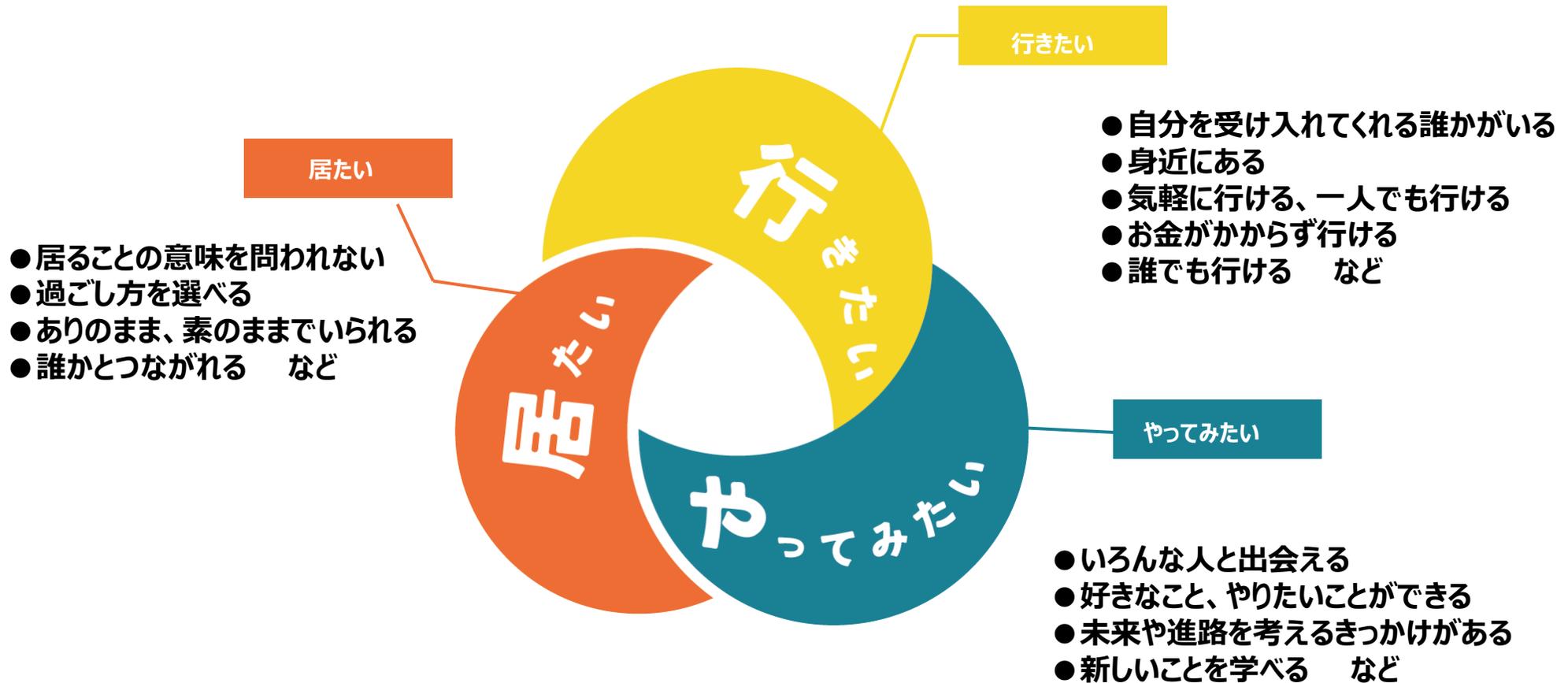


やりたいことを
応援してほしい



出典:いけんひろば ~子ども・若者の居場所づくりの取組について、
どんな伝え方をすれば良いと思いますか?~(令和6年9月開催)で
いただいた子どもの声から抜粋

こどもの視点で捉える「こどもの居場所づくり」において大切にしたい視点



* 令和4年度こどもの居場所づくりに関する実態調査（報告書概要）を基に作成

こどもの居場所づくりに関係する者の責務・役割等

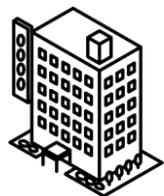
こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要



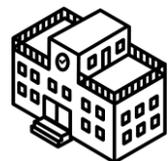
居場所づくりの担い手となる民間団体・機関は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施する。



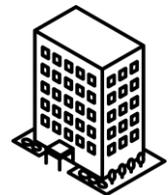
地域住民は、こうした取り組みへの関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。



企業は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。



学校は、こどもの居場所としての福祉的役割を担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。



市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。都道府県は、市町村の取組を支える。国は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

「ふやす」

多様なこどもの居場所がえられる

地域に住むこども・若者が居場所を持っているかなどの実態を把握し、こどもの居場所を整備すること

「つなぐ」

こどもが居場所につながる

居場所は創設するだけでなく、その居場所へのアクセスも含んだ概念であり、こども・若者が居場所を見つけ、利用しやすくするための工夫を施し、居場所につながること

「ふりかえる」

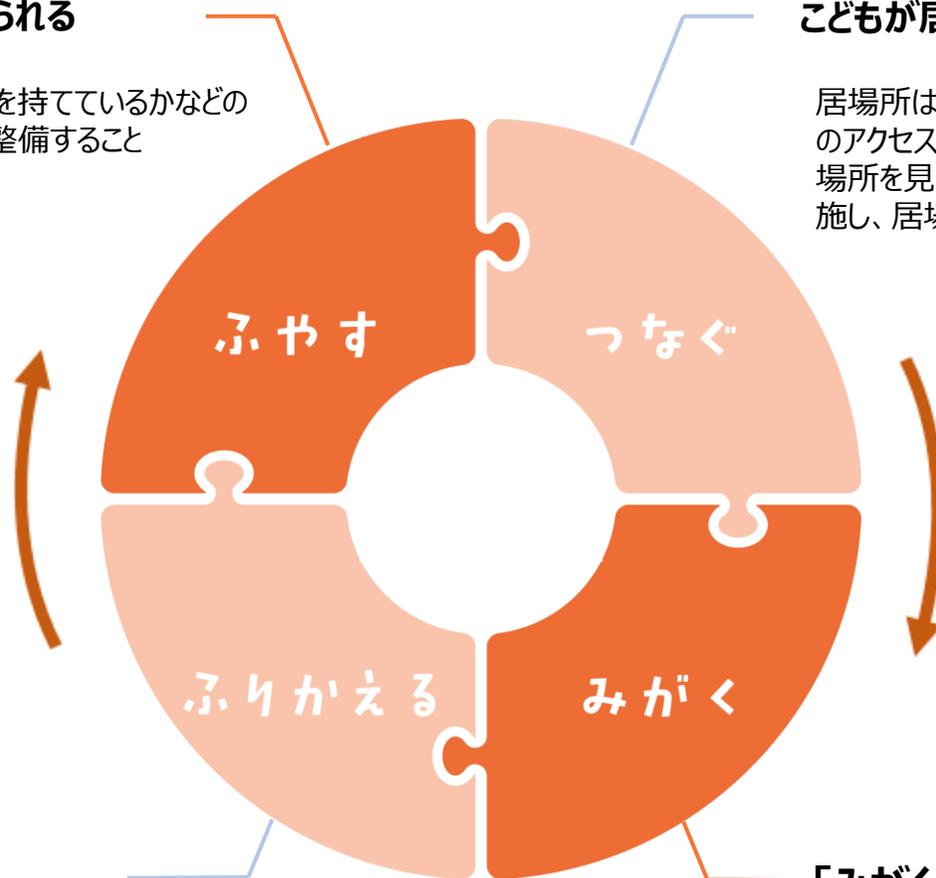
こどもの居場所づくりを検証する

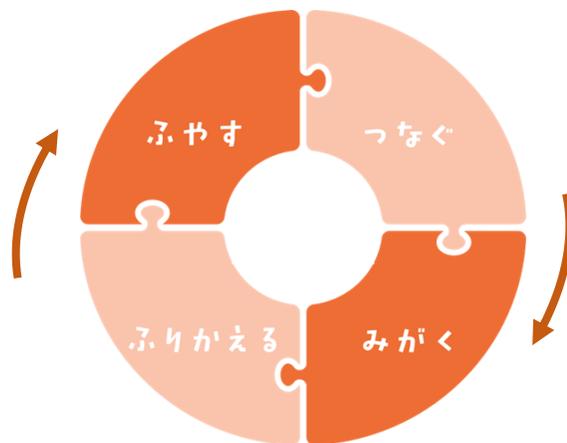
環境の変化によって、こどもの居場所も変化することなどを踏まえ、居場所づくりを不断に見直すこと

「みがく」

こどもにとってよりよい居場所となる

こうした居場所づくりにより形成された場が、多くのこどもにとって居場所になるための工夫を施すこと





1 こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

- こどもの声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこどもの視点に立ち、こどもとともに居場所づくりを進めることが重要

2 こどもの権利の擁護

- こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し、守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

3 官民の連携・協働

- 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーク、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】i) コーディネーター配置 (1 実施主体あたり)

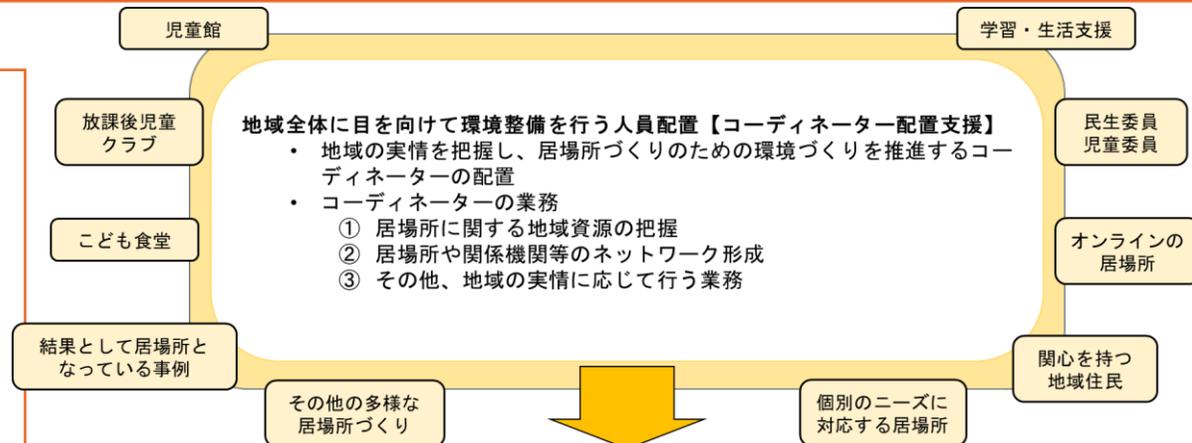
16,084千円 (3名以上配置の場合)

10,848千円 (2名配置の場合)

5,328千円 (1名配置の場合)

ii) 居場所立ち上げ支援 (1か所あたり)

50千円

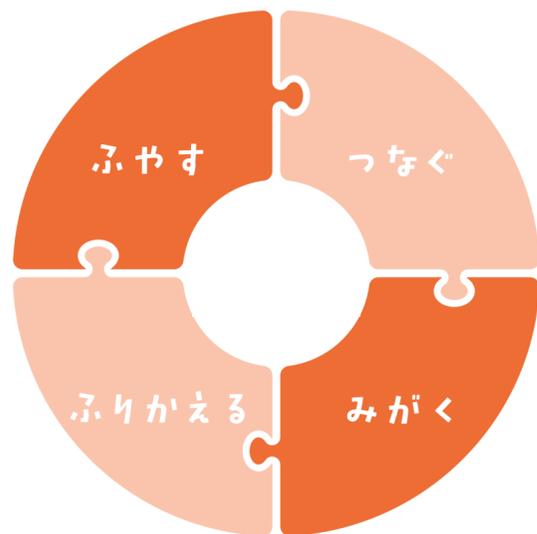


全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることのできる社会の実現

こどもの居場所づくりコーディネーターの役割

地域の人々をつなぐコーディネーター

地域全体でこども・若者の居場所づくりに取り組むために、【ふやす・つなぐ・みかく・ふりかえる】の観点から、地域の実情を把握し、居場所づくりを進める「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置を推進しています。



「こどもの居場所づくりコーディネーター」の業務(例)

- ①居場所に関する地域資源の把握
- ②居場所や関係機関などのネットワーク形成
- ③その他、地域の実情に応じて行う業務

地域全体で取り組む

【ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる】を効果的に進めていくためには、地域全体で居場所づくりに取り組んでいくことが不可欠です。実践に関わる人など、一部の人のみだけで取り組もうとしても、その効果は限定的なものになるでしょう。多くの人に知ってもらい、応援してもらえるようになることが重要です。



ふやす

多くの人に関心を持つことで、取り組みを始め／続けやすくなります

つなぐ

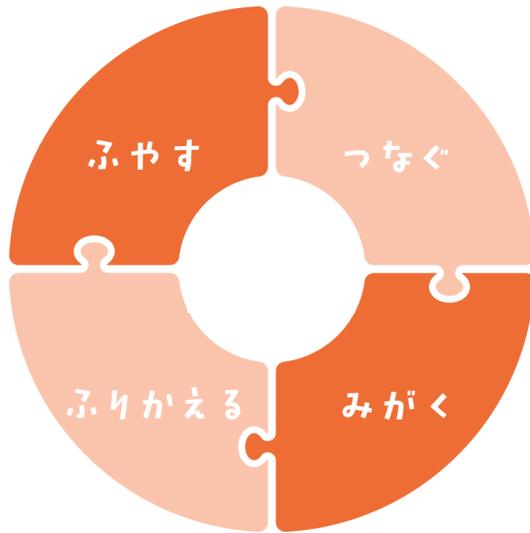
話題にすることで、居場所づくりの情報は口コミで広がります

みがく

みんなで子ども・若者の声を聴くことが、居場所をみがきます

ふりかえる

改善点や、次の課題について、みんなで意見を出し合いましょう



こどもの居場所づくりを通じて 目指したい未来

こども・若者自身にとって、居場所づくりの取り組みが多種・多様に展開することはとても重要です。居場所を見つけることで、信頼できる他者と出会ったり、自分のペースでやりたいことに取り組む機会を持ったりすることが、将来への希望を持つことにつながります。

おとなや地域社会にとっても、居場所づくりの取り組みは重要です。居場所となった場を拠点としてこども・若者が地域における新たな交流の機会をつくっていく場合もあり、こども・若者とともにより良い地域づくりを推進することにつながります。



こどもと一緒に誰もが笑顔でいられる社会の実現へ

居場所の主人公はこども・若者自身です。しかし、おとなの存在も決して脇役にとどまるものではありません。こども・若者とともに、こども・若者を含めて、誰もが笑顔でいられる地域・まちをつくっていく取り組みが、居場所づくりなのです。

「こどもの居場所づくり」に関する情報発信について(ホームページ)

こども家庭庁では、こども・若者全員が居場所を見つけることのできる社会の実現を目指し、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりが全国で広まるように取り組んでいます。

2. こどもの居場所づくりに関する仲間の取組

以下にこどもの居場所づくりに取り組んでいただいている全国各地の事例をご紹介します。どんな居場所があったらいいか考えたいこども・若者の皆さんや、これから居場所づくりに取り組みたいという方等、皆さんの地域にどんな居場所が欲しいか考える際、ぜひこれらの取組をご参考ください。

- [こどもの居場所づくり支援体制強化事業を活用していただいた事例\(令和7年3月21日現在\)\(PDF/4.8MB\)](#)
- [こどもまんなかアクションにご登録いただいている事例](#)
- [こどもの居場所部会に関わっていただいている団体等の事例\(準備中\)](#)

1. [こどもの居場所/こどもの居場所づくりって何？](#)

2. [こどもの居場所づくりに関する仲間の取組](#)

3. [「こどもの居場所づくりに関する指針」とは\(New\)](#)

4. [こどもの居場所づくり支援体制強化事業](#) (NEW) 【二次募集：能登地震被災地支援のみの募集】

5. [こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業](#)

6. [災害時のこどもの居場所](#) (New)

7. [小学生の朝の居場所づくり](#)

8. [関連資料](#)

9. [会議等](#)

10. [これまでの取組](#)

啓発動画、指針解説動画もあります



New

目次

はじめに【p. 4】

1. 解説書の目的
2. 解説書の読み方
3. 解説書各章の概要と想定される使い方

第1章 なぜ「こどもの居場所づくり」が重要なのか【p. 7】

1. 居場所によって、こども・若者の将来にわたる幸福の実現を目指す
2. 現代における居場所の重要性

第2章 こどもの居場所づくりとはどういった取組か【p. 13】

1. 居場所と居場所づくりのギャップを乗り越える
2. こどもの声を聴くということ～居たい・行きたい・やってみたい～
3. 地域全体で支える～ふやす・つなぐ・みかく・ふりかえる～

第3章 こどもの居場所づくりを進めるために具体的にできること【p. 23】

1. こども・若者にできること
2. 地域のおとなにできること
3. 居場所づくりの実践者にできること
4. 自治体職員にできること

第4章 未来へ向けた取組【p. 37】

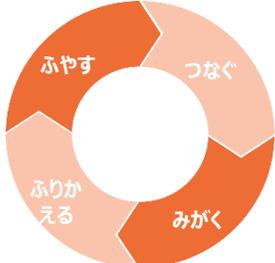
1. 主体的に居場所・地域をつくる
2. 居場所づくりに取り組み続ける



【イバッション】
「居場所づくりキャラクター」

こどもの居場所づくりに関する指針(概要)

令和5年12月22日 閣議決定

概要	こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。
背景	地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、 地域の中でこどもが育つことが困難 になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、 こどもを取り巻く環境の厳しさ が増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、 居場所への多様なニーズ が生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、 国としても一定の考え方を示すことが求められている 。
理念	全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、 「こどもまんなか」の居場所づくりを実現 する。
こどもの居場所・居場所づくりとは	<ul style="list-style-type: none">居場所とは、こども・若者本人が決めるものである。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めることが必要。
こどもの居場所づくり推進の視点	 <p>こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理</p> <ol style="list-style-type: none">①「ふやす」～多様なこどもの居場所がえられる②「つなぐ」～こどもが居場所につながる③「みがく」～こどもにとって、より良い居場所となる④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する
役割責務等	こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め 全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要 である。

「こどもまんなか応援サポーター」への参加ご案内（登録手続き等不要、自主参加の取組です）

【こどもまんなかの趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体、企業、自治体などを「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいます】

- 1 **こどもまんなかの趣旨に賛同**する。
- 2 **サポーターご自身が考える「こどもまんなか」なアクション**を実行する。
- 3 **アクションを「#こどもまんなかやってみた」を付けてSNS等で発信**する。

「こどもまんなか」

こどもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができる**アクション**を実践していきます。どんなこどものことも考えていきます。

SNS(X、Instagram、YouTube)で発信する際にぜひ、**#こどもまんなかやってみた** をつけて発信ください。こども家庭庁は「いいね」やホームページ・公式LINEでの事例紹介等でみなさまのアクションの見える化をサポートします。

応援サポーターのみなさまとはさまざまな連携を行っています。

◆「こどもまんなかマーク」を活用いただけます。
(詳細はHPへ)

◆好事例を、庁のホームページや公式LINEを活用してご紹介しています。

※こどもまんなかアクションに関するこども家庭庁ウェブサイトはこちら



◆こどもまんなか月間や夏休み期間にはサポーターと連携した取組も行っています。

例：VIVISTOP博多
こどもたちのプロジェクト「究極の映画館をつくろう」
庁職員が試写会・模擬記者会見に参加

